

！ 市民の皆さんへのお願い

- ・会食時や家庭での感染症対策を忘れずに
- ・偏見や不当な差別をやめましょう

★ 広報みと

令和3年3月1日号

毎月1日・15日発行 声の広報・点字版も発行しています

【発行】水戸市
〒310-8610 水戸市中央1-4-1
☎029-224-1111(代)

【編集】みとの魅力発信課
☎029-232-9107(直)

3	特集 東日本大震災から10年 あの日を忘れない—
8	夜・梅・祭2021～弘道館～ ほか
9	水戸芸術館スケジュール：「3.11とアーティスト： 10年目の想像」展／ブルーノ＝レオナルド・ゲル バー ピアノ・リサイタル ほか
10	本庁舎・出張所・市民センターの開庁日時とでき る手続きを紹介します
12	情報ガイド：市税の徴収猶予について／任期付職 員の採用試験／市民センターにこどもスペースを 設けます／市政モニター募集 ほか
15	ソラノムコウ
16	学びを、楽しむ。

事業者の方へ支援金を給付します

事業継続特別対策支援金

売上の落ち込みが続く事業者に対して、事業継続を支援します。

対象／市内に事業所がある法人、個人事業主または市内に住所がある個人事業主

主な要件／令和3年1～3月のうち、前年または前々年の同月比で1か月の売上が50%以上減少した月がある

支援金額／法人…20万円 個人事業主…10万円

※県の営業時間短縮要請協力金を受給している場合は、申請により10万円が加算されます。

申請期間(予定)／3月10日(水)～6月30日(水)

申請・問合せ／申請書に記入のうえ、添付書類を添えて、郵送で、水戸市商工課(〒310-8610、☎232-9185)へ

申請方法など、詳細は市ホームページをご覧ください。また、その他の支援策についても市ホームページをご覧ください。

